

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

1. 基本的な考え方

当社は、「世界市場でお客様の信頼に応える」「常に技術の先端を行く」「地球環境保全、循環型社会に貢献する」をグループの企業理念として企業活動を行っています。この理念のもと、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、CSR(企業の社会的責任)を重視した企業グループ経営を推進し、経営の透明性を高め、コーポレートガバナンスの充実に取り組みます。

なお、当社ではコーポレートガバナンス・コードの重要な原則に対する対応方針を、「三菱製紙株式会社 コーポレートガバナンスに関する基本方針」(以下、「基本方針」という)として、当社ホームページに公開しております。[\(http://www.mpm.co.jp/company/pdf/governance_guideline.pdf\)](http://www.mpm.co.jp/company/pdf/governance_guideline.pdf)

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1ー2ー4 株主総会における電子投票制度・議決権電子行使プラットフォームの採用】

当社では、株主における機関投資家比率(国内外合わせて26%)に鑑みて、現在のところ会社法上の電子投票制度の採用及び議決権電子行使プラットフォームへの参加は行っておりませんが、これらの制度の採否については、今後株主の皆様のご要望等を参考にし、費用面・効率面についても勘案したうえで引き続き検討して参ります。

なお、当社では、海外投資家の皆様に、当社の概要をご理解いただくとともに、議決権行使の便に供するよう、英文によるアニュアルレポート、決算短信及び株主総会招集通知の要約版を当社ホームページ上に適時に公表しております。

【補充原則4ー2ー1 経営陣に対する中長期的な業績連動報酬及び自社株報酬の割合の適切な設定】

現在、当社の経営陣の報酬については、東日本大震災以降の業績不振及び財務体質の悪化を踏まえ、基本報酬部分を含めた減額を行っているため、中長期的な業績に連動する報酬及び自社株報酬を導入しておりません。今後、業績回復を果たした後には、持続的な成長に向けた報酬体系の見直しを検討し、そのなかで当社の持続的な成長に資する健全なインセンティブの付与や、株主利益との親和性を高める観点から、中長期的な業績に連動する報酬及び自社株報酬の導入についても検討して参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】[\[更新\]](#)

【原則1ー4 いわゆる政策保有株式】

基本方針第4条をご参照ください。

【原則1ー7 関連当事者間の取引】

基本方針第6条をご参照ください。

【原則3ー1 情報開示の充実】

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社グループの経営理念(<http://www.mpm.co.jp/company/rinen.html>)及び経営戦略・中期経営計画(<http://www.mpm.co.jp/ir/library/midplan.html>)については、当社ホームページに掲載しております。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「I.1.基本的な考え方」及び当社の「コーポレートガバナンスに関する基本方針」(<http://www.mpm.co.jp/governance/guideline.pdf>)をご参照ください。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

基本方針第22条及び第23条第3項(ii)をご参照ください。

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

基本方針第18条、第19条及び第23条第3項(i)をご参照ください。

(5)取締役が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

当社は、全ての取締役・監査役候補者について、その者を候補者とする理由を記載しております。以下ご参照ください。

第153回定時株主総会に係る参考書類

(https://www.mpm.co.jp/company/news/pdf/2018/shoushu_153_20180529.pdf)

【補充原則4ー1ー1 経営陣に対する委任の範囲の概要】

基本方針第14条第2項をご参照ください。

【原則4ー8 独立社外取締役の有効な活用】

基本方針第17条をご参照ください。当社は第153回定時株主総会において、コーポレートガバナンスの強化を目的に、独立社外取締役を2名選任しました。独立社外取締役は、社内取締役にはない知見、経験、専門性等に立脚して取締役会に対して適切な指摘を行うとともに、独立した立場から、取締役と株主をはじめとするステークホルダーとの間の利益相反を監督し、当社の経営の成果及び経営陣のパフォーマンスを評価して意見を表明することを主たる役割とします。加えて、独立役員である社外監査役3名が法令に基づく調査権限を必要に応じて行使し、取締役会において積極的に意見を述べるなど、客観的かつ中立的な立場から、監査の機能を果たしております。以上の状況と、当社の業種・規模・事業特性・会社をとりまく環境等を総合的に勘案し、現在のところ、3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要と考えております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準】

基本方針第18条第4項及び別紙「独立性判断基準」をご参照ください。

【補充原則4-11-1 取締役会全体の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

基本方針第17条第1項及び第18条第2項をご参照ください。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役による他の上場会社の役員の兼任状況】

基本方針第21条をご参照ください。なお、当社では、平成27年度に係る事業報告より、他の上場会社の役員の兼任についてはすべて開示しております。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性に関する分析・評価結果の概要】

基本方針第28条をご参照ください。なお、平成29年度の取締役会全体の実効性の分析及び評価結果の概要は、以下の通りです。

＜平成29年度 取締役会全体の実効性に関する分析・評価結果の概要＞

当社取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価のため、取締役及び監査役にアンケートを実施し、その結果に基づいて取締役会において議論を行いました。その概要是、下記のとおりであり、当社取締役会は、現状の認識を共有するとともに、課題の抽出と検討を通じて今後の改善につなげ、継続的に取締役会の実効性の向上を図って参ります。

(1) 平成29年度取締役会実効性の分析・評価の時期

平成29年12月27日～平成30年1月10日 アンケート実施

平成30年1月31日 取締役会における議論

(2) アンケート項目

①取締役会の構成 ②取締役会の運営 ③取締役会の機能 ④その他改善策の提言等

(3) 平成29年度 取締役会の実効性の分析・評価の結果概要

①取締役会の構成について

当社の業種、国際性(内需型)、製品性(素材)、企業規模等からすると、現在の取締役会の員数、構成員のバランス、各構成員の知識・理解等については、全体として適切であると評価される。将来的には女性の登用等のダイバーシティの観点の検討課題もあると認識される。

②取締役会の運営について

開催頻度、所要時間、議事運営、用意される資料及び情報提供体制は、概ね適切であると評価される。取締役会における適切で十分な議論のためには、開催要領について柔軟な対応をすることも有用と考えられるため、今後場合に応じて対応する。特に社外役員の理解の促進のために、取締役会資料の検討に十分な時間を取れるよう配慮することに加え、中期経営計画の進捗状況、毎月の経営状況のサマリー、IR・SR(投資家・株主への広報活動)の取組状況等の情報が有用であり、それらを適切かつ効率的に報告するよう工夫する。

③取締役会の機能について

戦略的な意思決定、効果的なモニタリング、ステークホルダーの利益の考慮、適切なリスクテイクのための環境整備、利益相反等への配慮及び相互の監督、執行側に対する委任の範囲の設定等については、概ね適切になされていると評価される。今後は、IR・SRの状況の適時適切な把握、BtoCのビジネスに対応する迅速な経営判断ができる体制作り等を検討する。任意の諮問機関として設置した指名報酬委員会についても、その議論の概要が取締役会に適切に報告され、概ね適切に機能していると評価される。

④その他改善策の提言等について

前回の実効性の分析・評価を受けての改善が進んでおり、現行の実効性の分析・評価の方法は、現時点では、適切と判断されるが、今後も客観性の観点等を含め、そのあり方について検討を行う。社外取締役・社外監査役同士の情報交換と認識共有を目的とした社外役員の会合については、現行の進め方が円滑かつ有用であると判断される。株式市場に対する姿勢として、IR・SRの方針・方法等について改善の余地が認められることから、今後取締役会として議論を重ねる。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

基本方針第24条をご参照ください。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

基本方針第5章をご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
那須 功	1,652,100	4.82
明治安田生命保険相互会社	1,353,764	3.95
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,133,844	3.31
日本マスタートラスト信託銀行株式会社信託口	1,106,100	3.23
三菱商事株式会社	867,116	2.53
富士フィルム株式会社	850,000	2.48
王子ホールディングス株式会社	800,000	2.34
東京海上日動火災保険株式会社	753,053	2.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口	748,000	2.18
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	727,800	2.12

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	パルプ・紙
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
品川知久	弁護士										△		
竹原相光	公認会計士										△		

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
品川知久	○	同取締役が現在在籍する、森・濱田松本法律事務所と当社の間には、過去法務サービス等の取引はありますが、その額は平成30年3月期で11百万円であり、当社及び同事務所のいずれにとっても同取締役の独立性に影響を与えるような額ではありません。	同取締役は、森・濱田松本法律事務所の弁護士(シニア・カウンセル)として、会社法務に精通した立場から、企業経営を統括する上で十分な見識を有しており、また当社取締役会において経営全般に亘り客観的かつ有益な提言を述べるなど、経営の監督機能を十分に果たしております。引き続き当社の経営全般に対しての提言等によりコーポレートガバナンスの強化が期待されるとともに、独立した立場から、重要事項の決定及び業務執行の監督の役割を果たすことが期待できると判断し、社外取締役に選任しております。 同事務所と当社の間には法務サービス等の取引はありますが、同氏を社外取締役に選任する当時から、同氏が取締役会において独立した立場より監督機能を果たせるよう、業務執行に関わる案件につきましては一切、同氏に依頼しない運用をとっております。 同氏の属性及び同氏の有する高度な専門性

			並びに企業経営に関する深い知見等を合わせ考え、当社一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定しております。
竹原相光	○	同取締役が現在在籍する、ZECOOパートナーズ株式会社と当社の間には、過去財務会計コンサルティングサービスの取引がありますが、直近の平成30年3月期は取引がなく、当社及び同社のいずれにとっても同取締役の独立性に影響を与えるような関係ではありません。また、当社は過去に同社（公認会計士ZECOOパートナーズ共同事務所）に対して、一時会計監査人としての報酬等を支払いましたが、その額は平成19年3月期で7百万円、平成20年3月期で0.5百万円程度であるため、同じく同取締役の独立性に影響を与えるような額ではありません。	同取締役は、公認会計士として財務・会計に関する専門知識を有し、ZECOOパートナーズ株式会社の取締役会長として、経営コンサルティング業務等を通じて豊富な企業経営に関する知見を有しており、また当社取締役会において経営全般に亘り客観的かつ有益な提言を述べるなど、経営の監督機能を十分に果たしております。引き続き当社の経営全般に対しての提言等によりコーポレートガバナンスの強化が期待されるとともに、独立した立場から、重要事項の決定及び業務執行の監督の役割を果たすことが期待できると判断し、社外取締役に選任しております。 同氏の属性及び同氏の有する高度な専門性並びに企業経営に関する深い知見等を合わせ考え、当社一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	5	0	3	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	同上	5	0	3	2	0	0	社外取締役

補足説明

「指名報酬委員会」（「三菱製紙株式会社 コーポレートガバナンスに関する基本方針第23条(任意の指名報酬委員会の設置)」）

当社は、取締役会の諮問機関として、2015年10月に、任意の委員会である指名報酬委員会を設置いたしました。指名報酬委員会の委員は、代表取締役及び独立社外取締役から選任し、議長は独立社外取締役が務めます。指名報酬委員会は、取締役会からの諮問を受けて、取締役及び監査役候補者の指名並びに執行役員の選任、取締役及び執行役員の報酬に関する方針並びに個人別の報酬の内容について、取締役会に上程する議案の内容の適切性を検討し答申を行います。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、取締役会・常務会・場所長会・経営検討会等の重要会議への出席及び子会社も含めた監査を実施し、その監査機能の強化を図っております。また会計監査結果について会計監査人より定期的に報告を受ける等、適宜充分に会計監査人との連携を図っております。

内部監査部は、社長直轄の部署として、事業活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況を、合法性と合理性の観点から検討・評価し、財務報告の信頼性確保及び業務の有効性・効率性の向上を図っております。また、監査役、会計監査人と定期的にミーティングを行うなど連携を図っております。その他監査役の職務を補助する監査役附を従業員から選任することに加え、補助する組織を内部監査部、経理部とし、監査役は、内部監査部、経理部所属の従業員に必要事項を命ずることができるようになります。内部監査部は監査役との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告します。内部監査部員は、監査役からの命令による業務に関して、取締役や職制等の指揮命令は受けないものとされております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
	3名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
殿岡裕章	他の会社の出身者											△		
中里孝之	他の会社の出身者											△		
小林 健	他の会社の出身者											△		

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) [更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
殿岡裕章	○	同監査役が過去業務執行者として在籍していた、明治安田生命保険相互会社は出資比率4.0%の大株主ですが、金融商品取引法上の「主要株主」には該当せず、当社に対して支配的な関係にはありません。また、当社は同社との間に金融取引等はありますが、その額は平成30年3月期で334百万円、借入金は同年3月31日現在で4,330百万円と当社の借入金総額の4.3%程度であるため、当社及び同社のいずれにとっても主要な取引先にはあたりません。	同監査役は、明治安田生命保険相互会社の取締役執行役副社長を務め(平成28年3月まで)、経理及び財務に関する専門的知見を有し、企業経営の豊富な経験と広い見識をもって、独立した立場から、当社の経営について適切かつ実効的な監査機能を果たしていただくべく、社外監査役に選任しております。 同氏の属性及び同氏の有する高度な専門性並びに企業経営に関する深い知見等を合わせ考え、当社一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定しております。
中里孝之	○	同監査役が過去在籍していた、三菱UFJ信託銀行株式会社は出資比率1.5%の大株主ですが、金融商品取引法上の「主要株主」には該当せず、当社に対して支配的な関係にはありません。また、当社は同社との間に金融取引等はありますが、その額は平成30年3月期で189百万円、借入金は同年3月31日現在で10,335百万円と当社の借入金総額の10.2%を占める大口借入先であります。当社の資金調達について、同社に対して代替性がない程度の依存はしていないため、当社および同社のいずれにとっても主要な取引先にはあたりません。 また、現在業務執行者として在籍する菱進ホールディングス株式会社及び進和ビル株式会社と当社との間に取引はなく(平成30年3月期)、両社と当社との間に特別な関係はありません。	同監査役は、三菱UFJ信託銀行株式会社の専務執行役員(平成28年6月まで)を務めたのち、現在は菱進ホールディングス株式会社の取締役社長及び進和ビル株式会社の取締役社長に就いており、経理及び財務に関する専門的知見を有し、企業経営の豊富な経験と広い見識をもって、独立した立場から、当社の経営について適切かつ実効的な監査機能を果たしていただくべく、社外監査役として選任しております。 同氏の属性及び同氏の有する高度な専門性並びに企業経営に関する深い知見等を合わせ考え、当社一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定しております。
小林 健	○	同監査役が過去在籍していた株式会社日本政策投資銀行は当社との間に金融取引等があり、その額は平成30年3月期で257百万円、借入金は同年3月31日現在で17,344百万円と当社の借入総額の約17.1%を占める大口借入先であります。当社の資金調達について、同社に対して代替性がない程度の依存はしていないため、当社及び同社のいずれにとっても主要な取引先にあたりません。また、当社と	同監査役は、株式会社日本政策投資銀行の常務執行役員、常勤監査役(平成26年6月まで)を務めたのち、現在は日本原燃株式会社の常務執行役員に就いており(本年6月29日に同社を退任し、7月1日付で株式会社日本政策投資銀行 設備投資研究所の顧問に就任予定)、経理及び財務に関する専門的知見を有し、企業経営の豊富な経験と広い見識をもって、独立した立場から、当社の経営について適切かつ実効的な監査機能を果たしていただ

	同社の間に資本関係はありません。また、現在在籍する、日本原燃株式会社と当社の間に取引はなく(平成30年3月期)、同社と当社の間に特別な関係はありません。	べく、社外監査役に選任しております。同氏の属性及び同氏の有する高度な専門性並びに企業経営に関する深い知見等を合わせ考え、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として届け出るものであります。
--	--	---

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5名
その他独立役員に関する事項	

1. 当社は、独立役員にかかる独立性判断基準を制定し、当該基準を満たし、一般株主との間で利益相反が生ずるおそれが無いと認められる社外役員を全て独立役員に指定しております。なお、当社の独立性判断基準の内容は以下の通りです。

「独立性判断基準」

1. 当社の社外取締役及び社外監査役の独立性に関する方針として、次のいずれかの項目に該当する場合は独立性を有しないものとします。ただし、下記(12)は社外監査役についてのみ適用されるものとします。

(1)当社及び当社の子会社の業務執行取締役、執行役員、その他の従業員(以下「業務執行者」という。)である者又は過去10年間において当社及び当社の子会社の業務執行者であった者

(2)当社及び当社の重要な子会社(※1)(以下「当社グループ」という。)を主要な取引先とする者(※2)(当該者が法人等の団体である場合は、その業務執行者)

(3)当社の主要な取引先(※3)(当該取引先が法人等の団体である場合は、その業務執行者)

(4)当社の主要な借入先(※4)である金融機関その他の大口債権者又はその親会社若しくは重要な子会社(※1)の業務執行者

(5)当社グループの会計監査人である公認会計士又は監査法人の社員、パートナー、アソシエイト、職員若しくは従業員である者

(6)当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(※5)を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人等の団体である場合は、その社員、パートナー、アソシエイト、職員若しくは従業員である者)

(7)当社グループから多額の金銭その他の財産(※5)の寄付を受けている者(当該財産を得ている者が法人等の団体である場合は、当該団体の業務を執行する役員、社員若しくは使用者である者)

(8)当社グループとの間で、社外役員の相互就任の関係にある会社又はその親会社若しくは重要な子会社(※1)の業務執行者

(9)当社の議決権の10%以上の株式を保有する株主(当該株主が法人等の団体である場合は、その業務執行者)

(10)過去3年間において上記(2)から(9)に該当していた者

(11)上記(1)から(10)に該当する者(重要な地位にある者(※6)に限る。)の近親者(※7)

(12)下記(a)から(c)に該当する者の近親者(※7)

(a)当社の子会社の非業務執行取締役である者

(b)当社の子会社の会計参与である公認会計士又は税理士(当該会計参与が法人である場合は、当該法人に所属する公認会計士若しくは税理士である者)

(c)過去1年間において上記(a)若しくは(b)又は当社の非業務執行取締役に該当していた者

(※1)重要な子会社とは、連結子会社をいい、当社の場合には事業報告に「当社の重要な子会社」として記載している会社をいいます。

(※2)当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループから、その者の直近事業年度における連結売上高の5%を超える金額の支払いを受領している者をいいます。

(※3)当社の主要な取引先とは、当社に対して、当社の直近事業年度における連結売上高の5%を超える金額の支払いを行っている取引先をいいます。

(※4)当社の主要な借入先とは、当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している借入先をいいます。

(※5)多額の金銭その他の財産とは、その価額の合計が当該財産を受領している者の直近事業年度において(1)個人の場合には1000万円以上、(2)法人等の団体の場合には(2-a)コンサルタント等については、当該団体(法律事務所等)の連結売上高の2%以上、(2-b)寄付については、当該団体(公益社団法人等)の年間総費用の30%超のものをいいます。

(※6)重要な地位にある者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人並びに監査法人又は会計事務所に所属する者のうち公認会計士、法律事務所に所属する者のうち弁護士、財団法人、社団法人、学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員、理事及び監事等の役員、その他同等の重要性を持つと客観的かつ合理的に判断される者をいいます。

(※7)近親者とは、配偶者及び二親等以内の親族をいいます。

2. 独立役員の取締役会及び監査役会への出席状況(平成30年3月期、括弧内は出席率)

取締役 品川知久氏 取締役会16回/16回出席 (100%)

取締役 竹原相光氏 取締役会16回/16回出席 (100%)

監査役 井上 毅氏 取締役会16回/16回出席 (100%)、監査役会14回/14回出席 (100%)

監査役 殿岡裕章氏 取締役会16回/13回出席 (81.3%)、監査役会14回/12回出席 (85.7%)

監査役 中里孝之氏 取締役会12回/12回出席 (100%)、監査役会10回/10回出席 (100%)

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
該当項目に関する補足説明	

当社は、現在東日本大震災の影響を始めとする業績不振、財務体質悪化を理由として、役員報酬の減額を継続しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

平成30年3月期における取締役報酬等の額は以下の通りです。
取締役9名 184百万円(内 社外取締役2名 12百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて意欲を高めることができる、適切かつ公正でバランスの取れたものとし、当社の定める一定の基準に則り一部業績運動の要素を反映させ、指名報酬委員会の答申を受けたうえで取締役会が決定します。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役は総務人事部を窓口として、社外監査役は社内の常勤監査役を窓口として、それぞれ社内情報へのアクセスの支援を受け、適切に必要な会社情報を入手する体制としております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 [更新](#)

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
佐藤 健	特別顧問	業界団体の役員等の活動	非常勤・報酬有	2009/6/26	上限年齢内規あり

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 [更新](#)

1名

その他の事項 [更新](#)

元代表取締役社長等であった相談役・顧問は、当社の経営に長く携わった経験や知見を活かし、業界団体の役員等の活動に従事しておりますが、当社の経営のいかなる意思決定にも関与しておりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

当社は、会社の機関設計として監査役会設置会社を選択しています。独立社外取締役を複数選任し、取締役会に求められる役割を十分に果てる体制を構築しております。監督機能と執行機能を区分し、執行役員制を採用することにより、取締役会のスリム化と経営の意思決定のスピードアップ、業務執行の責任の明確化を図っております。

人員体制は、事業年度末現在において取締役9名(社外取締役2名含む)、監査役4名(社外監査役3名含む)、執行役員18名(取締役兼務者7名含む)で構成されております。

経営陣の指名と報酬について、客観性と透明性を確保する観点から、取締役会の諮問機関として独立社外取締役を議長とする指名報酬委員会を設置しております。

毎月の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令・定款で定められた事項や重要な業務執行の決定並びに監督を行っております。

社外監査役を含む監査役で監査役会を設置し、定期的または必要に応じて監査役会を開催しております。

経営方針・経営戦略及び基本的な事業戦略について、常務会及び経営検討会を月2回開催し、経営陣並びに議題に関する幹部社員の少人数での審議を行い、迅速かつ最適な意思決定に努めております。

業務執行面では、3つの事業部を設置し、事業に関する収益責任と権限を持たせ、業務執行体制の強化を図っております。

事業拠点からの報告を受け経営方針を徹底するため、工場長及び執行役員の出席する場所長会議を毎月開催しております。

業務分掌規定により組織の責任範囲を明確化し、諸決裁については取締役会規則・同細則ほか、当社諸規則に基づき適正に運用しております。

CSRを重視した企業グループ経営の推進のため、担当役員を任命するとともに、代表取締役社長を委員長とし、当社グループを横断的に組織するCSR委員会を設け、9つのCSR活動(コンプライアンス、リスク管理、安全・衛生、環境、製品安全、製品品質、人権・労働、情報、社会貢献)全体を統括し、CSR基本方針、年間計画策定を行い、取締役会に報告します。

グループ子会社につきましては、「子会社等管理規定」に基づき、子会社の自主性を重視し自律的な意思決定を尊重することを基本としながら、当社グループの子会社管理の適正化と強化を図るべく、企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制を整備し、子会社の指導、監督を行います。

なお、当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間ににおいて、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、

職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、10百万円と会社法第425条第1項各号の合計額とのいずれか高い額を限度とする契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、その機関設計として監査役会設置会社を選択し、独立役員である社外取締役・社外監査役を選任することにより、経営の中核である取締役会に外部の意見を取り入れ、適切な企業統治を図る体制を取っています。加えて、取締役会の諮問機関として独立社外取締役を議長とする指名報酬委員会を設置して取締役会の経営監督機能の強化に努め、執行役員制の導入により意思決定と業務執行の迅速化・効率化を進める上で、実効的なコーポレートガバナンスを実現できると考え、これを採用しています。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	平成30年6月27日開催の当社第153回定時株主総会に係る招集通知につきましては、平成30年6月1日に発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は株主総会の開催日について、株主の皆さまに対する正確な情報提供の観点や、株主の皆様が議案を検討する時間となるべく長く取れることを考慮して、日を設定しております。当社第153回定時株主総会は、集中日の前日の平成30年6月27日に開催しました。
招集通知(要約)の英文での提供	当社第153回定時株主総会に係る招集通知の要約版(英文)を当社ホームページに掲載するとともに、総会終了後には、決議事項及び議決権行使結果の内容(英文)についても、当社ホームページに掲載しました。
その他	当社は、株主の皆様が議案を検討する時間となるべく長く確保する観点から、当社第153回定時株主総会に係る招集通知の内容を、その発送日の3営業日前に当社ホームページに掲載しました。

2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「情報開示方針」を作成、当社ホームページで公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	中間期と期末に決算経営説明会を定期的に開催、また中期経営計画公表時に説明会を開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	各種決算関連、適時開示事項、中期経営計画、新商品PR等、随時ホームページに掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務人事部 広報・IR室が担当しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「三菱製紙グループ企業行動憲章」において、公正、透明な企業活動を行い、積極的かつ適正に企業活動を開示してステークホルダーの皆様とのコミュニケーションを図り、社会からの理解を深めるよう努める旨を規定しています。その他にも、種々の規定において、株主・投資家、取引先、地域社会、従業員等との関係に係る規定があります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSRの推進につきましては、担当役員を任命すると共に、代表取締役社長を委員長とし、当社役員及び部門責任者並びに子会社社長を委員として構成するCSR委員会を設置します。CSR委員会は組織横断的な機関であり9つのCSR活動(コンプライアンス、リスク管理、安全・衛生、環境、製品安全、製品品質、人権・労働、情報、社会貢献)全般を把握し、CSRの基本方針、年間計画策定を行い、年間計画並びに実績を経営トップや監査役に報告する機会を定期的に設けております。 環境につきましては、三菱製紙環境憲章を定めるとともに、CSR委員会の下に環境保全委員会を設置し、「環境方針および行動指針に対する取り組み状況の確認と対応策の審議」、「大気・水質特定施設稼働状況の確認と対応策の審議」、「環境関連法規制および行政指導に対する対応」、「緊急時の対応フロー」を行います。 当社の取組み内容は、毎年CSRレポートとして公表しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーに対して適時・公平な情報開示を行うため、広報・IR室が「情報開示方針・ルール等の策定」、「グループ各社の情報開示状況の調査」・「外部発信情報の総括と評価」を行います。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の業務の適正を確保するための体制の基本方針は以下の通りです。

1.取締役、使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、「三菱製紙グループ企業行動憲章」及び「三菱製紙コンプライアンス行動基準」を制定し、代表取締役社長が繰り返しその精神を役員及び従業員に伝え、企業倫理に関する理解を深めるための活動を行うことにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底します。特に、市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然とした態度で対応します。

CSR委員会の下に、法務部が事務局として主管するコンプライアンス委員会を設置し、同憲章、同基準の周知徹底と法令遵守の徹底を進めるため、研修や啓発活動により、グループ全体への浸透を図ります。

役員及び従業員は、コンプライアンス上の問題を発見した場合は速やかに職制を通じて当該問題に対処すべき部門に報告することとし、または社内・社外のホットライン（内部監査部が所管）を通じて通報することとします。当該問題に対処すべき部門は、総務人事部、法務部または内部監査部と協議の上、再発防止策を決定し、実施します。

内部監査部において、事業活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況を、合法性と合理性の観点から検討・評価し、財務報告の信頼性確保及び経営効率の向上を図ります。

会社資産の保全については、総務人事部が主管し、資産の取得や使用・処分が適正な手続及び承認のもとで行われるよう管理します。

これらのコンプライアンス活動の概要、内部通報の状況について、取締役会に報告します。

2.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき、「文書管理規定」「情報管理規定」に従い、職務執行に係る情報を文書または電磁情報により記録し、保存します。取締役及び監査役はこれらの文書等を常時閲覧できるものとします。

3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、企業が活動していくうえで生じる様々なリスクを的確に管理していくことが、企業の発展と企業価値の向上に重要であると認識しております。

CSR委員会の下に、総務人事部が主管しグループ全体のリスクマネジメントを統括するリスクマネジメント委員会を設置し、経営に重大な影響を及ぼし得る事態が発生した場合の体制を事前に整備し、その状況を取締役会に報告します。本社各部署、各工場は、適切な業務推進のために諸規則、マニュアル等を整備し、平時における事前予防体制を構築し、問題が起きた場合の再発防止策を講じ、有事の際の対応を迅速に行える体制作りを進めます。

4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、中期経営計画において目標となる連結ベースの基本計画を定め、各部門が実施すべき具体的な目標及び効率的な達成方法（執行役員への権限委譲を含む）を担当取締役が定めます。その達成に向け、毎期主要な業績評価指標（KPI）を設定し、進捗状況を管理します。取締役会は定期的にその結果を評価し、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築します。

5.当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「子会社等管理規定」に基づき、子会社の自主性を重視し自律的な意思決定を尊重することを基本としながら、当社グループの子会社管理の適正化と強化を図るべき子会社の指導・監督を行います。

イ.子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「子会社等管理規定」に基づき、所管部門が子会社から定期及び隨時に報告を受ける体制を整備するとともに、重要案件については子会社が所管部門の承認を要する体制とします。

毎月開催する場所長会議等の場において、主要な子会社から当社幹部に対して定期的に経営報告を行います。

ロ.子会社の損失の危機の管理に関する規定その他の体制

当社は、リスクマネジメント委員会に子会社も参画させ、当社グループのリスクマネジメントを統括します。

ハ.子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、中期経営計画で目標とする基本計画達成に向けて、「子会社等管理規定」に基づき、それぞれの子会社を所管する部門が子会社の指導・監督を行います。子会社の業績に関してはKPIを設定し、進捗状況を管理します。

二.子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「三菱製紙グループ企業行動憲章」並びに「コンプライアンス行動基準」を定め、コンプライアンス委員会に子会社も参画させ、子会社を含めた当社グループのコンプライアンスの強化を図ります。

毎年子会社も含めたグループ会社全体でコンプライアンス研修を行い、グループ内へのコンプライアンスの浸透を図ります。

子会社を含めたホットラインを設け、当社内部監査部または社外の専門会社に直接通報できる制度を設けます。さらに、「子会社等管理規定」に基づき、当社グループにおける業務の適正を確保するため、関係する部署が必要に応じて子会社の監査を実施します。

6.監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

当社は、監査役の監査が実効的に行われるよう、以下の事項を整備し、監査役の監査を支える体制を構築します。

イ. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制の整備に関する事項

当社は、監査役が当社の経営課題や監査役の監査環境の整備等について代表取締役との相互理解を深めるため、定期的に会合を開催します。

監査役、内部監査部、会計監査人の間で意見交換を行い効果的な連携がなされるよう図ります。

監査役の職務遂行にあたり、監査役と子会社等の取締役等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力し、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備します。

ロ. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

当社は、監査役の職務を補助する監査役附を従業員から選任することに加え、補助する組織を内部監査部、経理部とし、監査役は、内部監査部、経理部所属の従業員に必要事項を命ずることができます。

内部監査部は監査役との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告します。

ハ. 前号の使用者の取締役からの独立性及び当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の職務を補助する従業員は監査役の指揮命令に従い、取締役、上長等は当該従業員に対する指揮命令を不当に制限しないよう、徹底します。

二. 監査役への報告に関する体制

・取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

当社は、監査役の職務の効果的な遂行のため、取締役は次に定める事項を監査役に報告します。①常務会で審議・報告された事項、②会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、③毎月の経営状況として重要な事項、④内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項、⑤重大な法

令・定款違反、⑥ホットラインの通報状況及び内容(社外窓口への通報は監査役に直接連絡が行く体制とします)、⑦その他コンプライアンス上重要な事項。

本社部門の重要な決裁書類については、監査役に回覧します。

・当社の子会社の取締役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

当社は、「子会社等管理規定」に基づき、子会社から重要事項の報告を受けた所管部署は、監査役に報告するものとします。

子会社から当社監査役に直接報告することができるものとし、当社監査役も子会社に対して直接ヒアリングができるものとします。

木. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、「コンプライアンス行動基準」に報告者が報告したこと自体による不利益を被ることはない旨明記し、報告者が当社及び子会社において不利な取り扱いを受けないことを確保します。

ヘ. 監査役の職務の執行により生ずる費用の処理に係る方針

当社は、監査役がその職務の執行により生ずる費用について、当社に対し請求をしたときは速やかに当該費用を処理します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 当社グループの考え方

当社グループは、市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然とした態度で対応することを基本方針としており、その旨を三菱製紙グループ企業行動憲章に定め、役員および従業員その他会社関係者への周知徹底を図っております。

2. 整備状況

上記「当社グループの考え方」を実効あるものとするため、三菱製紙コンプライアンス行動基準において、以下の規定をしております。

(1)故意・過失にいかわらず違法行為や反社会的行為に關係することのないよう、基本的な法律知識、社会常識、正義感を持ち、常に良識ある行動に努める。

(2)反社会的勢力には毅然として対応し、一切關係を持たない。反社会的勢力などから不当な要求を受けた場合、毅然とした態度で接し、金銭を渡したり便宜を図ることで解決するようなことはしない。

(3)会社または自らの利益を得るために、反社会的勢力を利用しない。

(4)反社会的勢力およびそれらと關係ある取引先とは、いかなる取引も行わない

この基準に則り、反社会的勢力排除に向け、平素より警察、弁護士、外部団体や地域社会と連携しています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、当社が生み出した利益を株主の皆様に還元していくことで企業価値ないし株主の皆様共同の利益を最大化することを本分とし、市場における自由な取引を通じ当社株主となられた方々にお支えいただくことを原則としつつも、当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式の取得を目指す者及びそのグループの者による支配株式の取得により、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる買収者等は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令及び定款によって許容される限度において、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることとしております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

[適時開示体制の概要]

1. 基本方針

三菱製紙グループは、「三菱製紙グループ企業行動憲章」のなかの一つに「企業活動の透明性」を謳い、それに基づいて「情報開示方針」を制定・公開し、適切な会社情報をタイムリーに開示することを宣言しています(以下URLのほか、後述「3. 適時開示に関する社内規定」をご参照願います)。

参考URL: 三菱製紙グループ企業行動憲章 (<http://www.mpm.co.jp/company/kensyou.html>)
情報開示方針 (http://www.mpm.co.jp/ir/disclosure/disclosure_policy.html)

2. 適時開示業務の執行体制

(1) 広報・IR室及び広報連絡会の設置

三菱製紙グループ全体の情報開示を総括するため総務人事部に広報・IR室を設置し、その実務運営組織として「広報連絡会」を組織しています。本社関係部門のほか工場および主要な関連会社の担当者によって構成され、情報開示に関するポリシーやルールの策定・管理、適切な情報発信および開示情報の共有の推進にあたっています。

(2)a. 当社の決定事実・決算の開示

当社の決定事実・決算等に関わる事項については、取締役会規則および同細則によって取締役会決議を要する基準を具体化しており、それに従って会社にとって一定以上の重要性を有する案件を取締役会に付議しています。これらの案件の適時開示の必要性について、総務人事部および経理部(決算に関する事項を分掌)がチェックし、適時開示の必要があると判断されるものは、担当部署(総務人事部、経理部自身のこともあり得ます)が取締役会付議のための資料と並行して開示原稿の作成を行い、その内容について上述の各部のほか、内部監査部、監査役もチェックを行っています。

開示の必要性の判断にあたっては、「情報開示規定」に則り、適時開示規則に該当する情報は当然開示とするだけでなく、適時開示規則には該当しない情報であっても、投資家の判断に影響を与えると思われる事項は、速やかかつ公正に情報開示を行うべきと考えております。

外部への発表については、最終的に社長の決裁を経て、総務人事部(決算に関しては経理部)が行い、機関決定後速やかに開示ができるようにしています。

なお、会社法上当然の義務ですが、監査役は取締役会に出席し、議案の内容を精査していますので、仮に総務人事部、経理部による適時開示の必要性判断に過誤があり漏れがあった場合、事後のとなることもあり得ますが、チェックの機能が働くと考えています。

b. 関連会社の決定事実・決算の開示

当社の関連会社の決定事実・決算に関して、それが重要な経営判断にあたる場合には、当社の取締役会においても承認を必要とすることになります。こうして、当社の取締役会で審議される関連会社の案件については、(2)a.で述べたルートによって、必要に応じ適時開示されることになります。

(3) 当社および関連会社における発生事実の開示

発生事実に関しては、当社の各部署ならびに工場等の事業所で事故その他の異常事態が発生した場合には、速やかに担当部門のほか本社総務人事部に報告することとしており、また、当社グループの各社で発生した事実については、経理部が報告を受け、いずれも社長室と相談のうえ適時開示の必要性を判断し、開示原稿を作成します。それを、経理部・内部監査部・監査役のチェックを経て、社長が決裁し、開示を行います。

事業部門や工場によっては、特定の関連会社と密接に連携している場合もあり(例:当社の紙事業部門と、紙の販売会社)、そのような関連会社における発生事実は、経理部よりは当該事業部門により早くより詳しく報告される場合もあり、必ずしも割り切った整理ができるわけではありませんが、各現業部門からも(1)で述べた広報連絡会に参加しており、そのような場合にも各現業部門が適時開示に関する意識を持ち、適切な対応ができるよう努めています。

3. 適時開示に関する社内規定

(1) 三菱製紙グループ企業行動憲章

当社グループの企業行動憲章として9項目を掲げ、その1つに「企業活動の透明性」として、「公正、透明な企業活動を行い、積極的かつ適正に企業情報を開示して顧客、株主、地域社会その他の関係者とのコミュニケーションを図り、社会からの理解を深めるよう努めます。」と謳っています。

(2) 情報開示方針および情報開示規定

上記(1)を受けて当社グループの情報開示方針および情報開示規定を制定しています。情報開示方針では、適時開示規則を遵守し積極的に開示をしていくための基準をはじめ、開示方法、沈黙期間、将来の見通しについての注意などを定め、ホームページに公開しています。また、情報開示規定では、情報開示の基本原則、対象となる情報開示、情報の開示体制・開示手順、公正開示の原則等を規定しています。

(3) コーポレートガバナンスに関する基本方針

コーポレートガバナンスの基本方針のなかで、「適切な情報開示と透明性の確保」を謳い、上記(2)に従い適切な情報開示をすることを規定しています。

(4) 広報連絡会ガイドライン

当社グループ各社の会社情報を的確・円滑に広報活動するために広報連絡会を設置し、その活動項目、情報発信の許認可者の基準、重要情報の取り扱い、情報開示の原則・方法を定めたガイドラインを策定しています。

(5) コンプライアンス行動基準

コンプライアンス行動基準として全37条掲げており、そのうちの「株主・投資家との関係」において、第19条(経営情報の開示)、第20条(インサイダー取引の禁止)を規定しています。

(6) 内部者取引防止規定

内部者取引防止規定を定め、内部情報の管理、内部情報の公表についての規定をするほか、証券取引所の適時開示規則に準じて開示を要する場合の規定をしています。

4. 適時開示に対する意識づけ

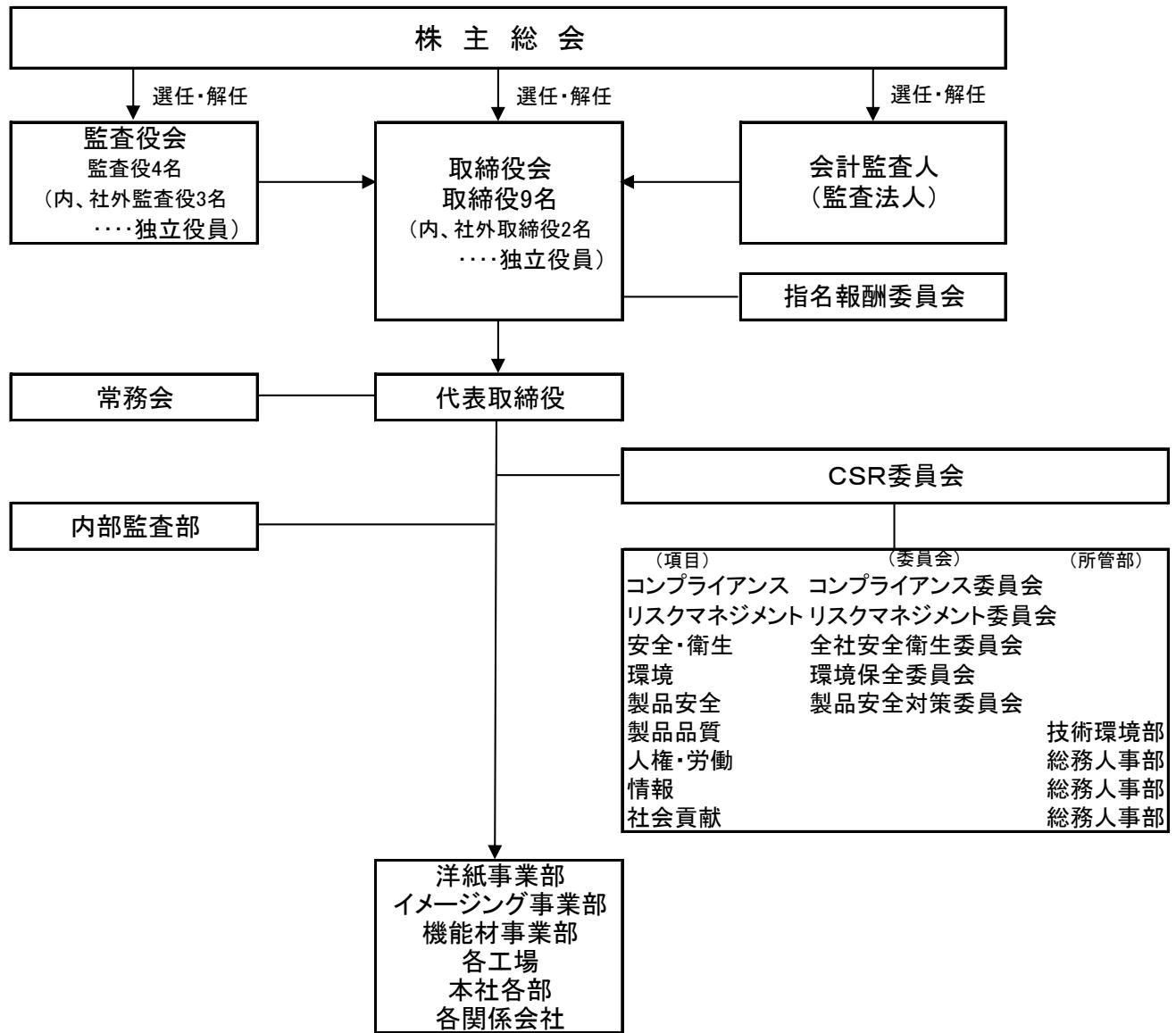
(1)情報開示委員会および広報連絡会の活動

連結会社情報が一層重視されてきていることを鑑み、主要な関連会社も横断的に組織した広報連絡会を設置していますが、同連絡会およびその実務を担う広報連絡会の活動を通じて、会社情報の適時適切な開示の重要性についての意識を高めるよう努めています。

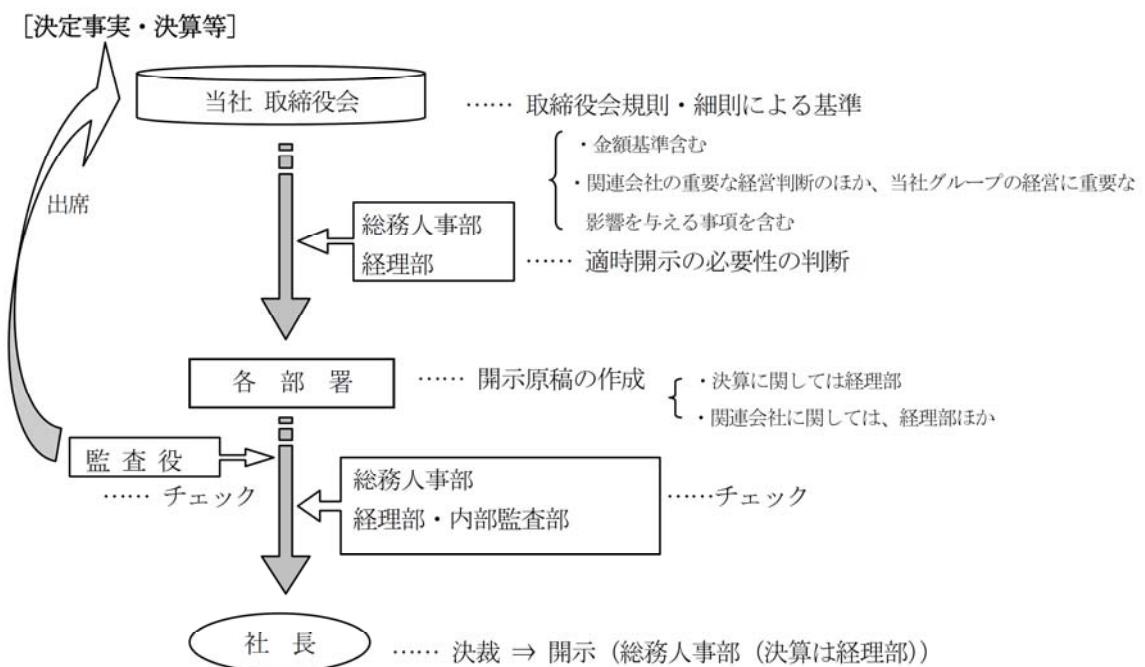
(2)コンプライアンス教育等

当社役員・従業員ならびに関連会社の役員・従業員を対象としてコンプライアンス教育を階層的に行ってますが、そのなかで会社情報(特に「悪い」情報)の速やかな伝達の重要性を認識するような内容の教育も行い、企業グループ全体として、適時適切な情報開示ができる企業風土を醸成するための意識づけを図っています。

[コーポレート・ガバナンス体制の概要図]



[適時開示体制の概要図]



[発生事実]

